

## 大阪MICE推進委員会 規約

### (目的)

第1条 「大阪におけるMICE推進方針（平成29年3月策定）」に基づき、大阪の経済成長及び都市格向上に資する国内外からのMICE誘致を戦略的に行うとともに、大阪のMICE拠点の役割分担及び機能強化について検討を行い、もって大阪の経済活性化や都市魅力の向上を図るため、「大阪MICE推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、大阪府、大阪市、大阪商工会議所、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西経済同友会及び公益財団法人大阪観光局から別表に掲げる者を、その委員として構成する。

- 2 委員がやむを得ず委員会に出席できない場合は、委員が属する団体から、当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員がその任期中に欠員となったときは、委員が属する団体において後任者を選任する。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第3条 委員会には会長を置く。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は委員の互選により選出する。
- 4 会長は、自らを補佐し、また自らに事故があるとき等はその職務を代行する者として、副会長を指名することができる。

### (会議)

第4条 委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会は過半数の出席により成立し、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人をして表決を委任することができる。この場合、委員は委員会に出席したものとみなす。

### (実務者会議)

第5条 委員会のもとに実務者会議を設置し、MICEの誘致に向けた具体的な手法の検討や情報の共有等を図る。

- 2 実務者会議の構成員は、会長が定める。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、大阪観光局において行う。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成29年5月24日から施行する。

(附則)

この規約は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

組織名	職位
大阪府	府民文化部長
大阪市	経済戦略局長
大阪府・大阪市	I R 推進局長
大阪商工会議所	専務理事
公益社団法人関西経済連合会	専務理事
一般社団法人関西経済同友会	常任幹事・事務局長
公益財団法人大阪観光局	理事長